

## 受胎調節実地指導員について

受胎調節実地指導員は、母体保護法第 15 条に基づき、認定講習会の課程を履修したのち、各都道府県に申請をすることで取得できる資格です。

本大学院は、東京都知事より受胎調節実地指導員認定講習を実施する施設として認定されています。（保健師・看護師・助産師免許いずれかの免許取得者が対象）

指定した科目を履修し単位を修得することで受胎調節実地指導員の認定講習会の修了資格が取得できます。なお、認定講習に伴う修了証書は学位授与日に交付されます。

講習会科目と本大学院開講科目の読み替えは次のとおりです。

受胎調節実地指導員 講習会科目	規定時間数	授業科目
総論 受胎調節の意義と目的 母体保護と受胎調節 関連概念の整理 母体保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	9	基礎助産学特講 I 実践助産学演習 II
受胎調節の基礎	5	基礎助産学特講 II
受胎調節の指導	13	実践助産学演習 II
実習	10	助産学実習 I 助産学実習 II
討論	2	実践助産学演習 III
考査	1	